



ヒルトップ税理士法人
 Tel: 03-3441-3041
 Fax: 03-5421-7086
<http://www.e-fukurou.jp/>

平成 25 年度税制改正大綱

平成 25 年 1 月 24 日（木）に「平成 25 年度税制改正大綱」が決定されました。政府の経済再生策を税制面から後押しするために企業向けの減税が多く見受けられます。また、平成 26 年 4 月からの消費税率の引上げに伴い低所得者層の負担が重くなることに配慮し、富裕層の相続税と所得税について一定の負担増を求めることとしています。一方で、高齢者から若い世代へ資産の移転を促すことで消費の拡大を図るため、生前贈与を受けやすくするための措置が講じられています。

【1】 個人所得課税

（1）所得税の最高税率

＜現行＞ 課税所得 1,800 万円超について 40%の税率

＜改正＞ 課税所得 4,000 万円超について 45%の税率を設定

（注）上記（1）の改正は、平成 27 年分以後の所得税について適用されます。

（2）上場株式等に係る配当等及び譲渡所得等の税率

＜現行＞ 10%（所得税 7%、住民税 3%）の軽減税率

＜改正＞ 20%（所得税 15%、住民税 5%）の税率

（3）非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置

非課税口座で保有する上場株式等の配当等及び譲渡所得等について、10 年間、500 万円の非課税投資を可能とする日本版 I S A が創設されます。

（注）上記（2）、（3）の改正は、平成 26 年 1 月 1 日から適用されます。

（4）住宅ローン控除

住宅ローン控除の適用期限（平成 25 年 12 月 31 日）を平成 29 年 12 月 31 日まで 4 年延長するとともに、消費税等の税率が 8%又は 10%となる平成 26 年 4 月以降に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）が下記の通りとなります。

① 一般の住宅の場合

居住年	控除期間	借入限度額	控除率
平成 26 年 1 月～3 月	10 年間	2,000 万円	1.0%
平成 26 年 4 月～ 平成 29 年 12 月	10 年間	4,000 万円	1.0%

（注）平成 26 年 4 月から平成 29 年 12 月までの欄の金額は、一般の住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が 8%又は 10%である場合の金額であり、それ以外の場合における借入限度額は 2,000 万円です。

② 認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅の場合

居住年	控除期間	借入限度額	控除率
平成 26 年 1 月～3 月	10 年間	3,000 万円	1.0%
平成 26 年 4 月～ 平成 29 年 12 月	10 年間	5,000 万円	1.0%

(注) 平成 26 年 4 月から平成 29 年 12 月までの欄の金額は、認定住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が 8%又は 10%である場合の金額であり、それ以外の場合における借入限度額は 3,000 万円です。

【2】 相続税・贈与税

(1) 相続税の基礎控除

<現行> 5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数

<改正> 3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数

(2) 相続税の税率構造

<現行>	
1,000 万円以下の金額	10%
3,000 万円以下の金額	15%
5,000 万円以下の金額	20%
1 億円以下の金額	30%
3 億円以下の金額	40%
—	—
3 億円超の金額	50%
—	—

<改正>	
同左	
同左	
同左	
同左	
2 億円以下の金額	40%
3 億円以下の金額	45%
6 億円以下の金額	50%
6 億円超の金額	55%

(3) 小規模宅地等の特例

特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積を 330 m² (現行 240 m²) までの部分に拡充されます。

(注) 上記 (1) から (3) の改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

(4) 贈与税 (暦年課税) の税率構造

① 20 歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率構造

<現行>	
200 万円以下の金額	10%
300 万円以下の金額	15%
400 万円以下の金額	20%
600 万円以下の金額	30%
1,000 万円以下の金額	40%
—	—
1,000 万円超の金額	50%
—	—

<改正>	
同左	
400 万円以下の金額	15%
600 万円以下の金額	20%
1,000 万円以下の金額	30%
1,500 万円以下の金額	40%
3,000 万円以下の金額	45%
4,500 万円以下の金額	50%
4,500 万円超の金額	55%

② 上記①以外の贈与財産に係る贈与税の税率構造

＜現行＞		＜改正＞	
200 万円以下の金額	10%	同左	
300 万円以下の金額	15%	同左	
400 万円以下の金額	20%	同左	
600 万円以下の金額	30%	同左	
1,000 万円以下の金額	40%	同左	
—		1,500 万円以下の金額	45%
1,000 万円超の金額	50%	3,000 万円以下の金額	50%
—		3,000 万円超の金額	55%

(5) 相続時精算課税

受贈者の範囲に 20 歳以上である孫（現行 推定相続人のみ）が追加され、贈与者の年齢要件を 60 歳以上（現行 65 歳以上）に引き下げられます。

(注) 上記（4）、（5）の改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

(6) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

受贈者（30 歳未満の子や孫）に対し金融機関等に信託等を行うことにより行われる教育資金の贈与について受贈者 1 人につき 1,500 万円までの金額が非課税とされます。

(注) 上記（6）の改正は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に金融機関等に金銭拠出されるものに限り適用されます。

【3】 法人課税

(1) 交際費等の損金不算入制度

定額控除限度額が 800 万円（現行 600 万円）に引き上げられるとともに、定額控除限度額までの金額の損金不算入措置（現行 10%）が廃止されます。

(注) 適用については、大綱上不明です。法律案が国会に提出されますと、適用事業年度が開始ベースなのか終了ベースなのか明らかになります。

(2) 国内設備投資を促進するための税制措置

青色申告書を提出する法人が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、生産等設備への投資額を一定額以上増加させた場合に、新たに取得等した機械・装置について、その取得価額の 30% の特別償却とその取得価額の 3% の税額控除との選択適用ができるようになります。

(3) 企業による雇用・労働分配（給与等支給）を拡大するための税制措置

青色申告書を提出する法人が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、国内雇用者の労働分配（給与等支給）を増加させた場合に、その増加額の 10% の税額控除ができるようになります。

(4) 商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等の経営改善に向けた設備投資を促進するための税制措置

青色申告書を提出する資本金の額等が 3,000 万円以下の中小企業等で、**認定経営革新等支援機関等**による経営改善に関する指導及び助言を受けたものが、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に経営改善のために店舗改修等の設備投資を行い卸売業、小売業、サービス業及び農林水産業の事業の用に供した場合には、その取得価額の 30%の特別償却とその取得価額の 7%の税額控除との選択適用ができるようになります。



ヒルトップ税理士法人は
中小企業経営力強化支援法に基づく
経営革新等支援機関
に認定されました!!

一層お客様の“夢の実現”に向けた事業計画の策定を
支援し、親身になって経営アドバイスしてまいります。
また、「中小会計要領」を積極的に活用し、銀行等から
信頼される決算書の作成を支援いたします。

(5) 法人に係る道府県民税利子割

平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者について、利子等の支払を受ける法人を除外し、利子等の支払を受ける個人に限定されます。

【4】 消費課税

(1) 軽減税率

消費税率の 10%引き上げ時に、軽減税率制度導入をめざすとされています。

(注) そのため、与党税制協議会を設置して、対象品目、軽減税率、インボイス等の制度整備、事務負担増加への理解等を協議することになっています。

【5】 印紙税

(1) 印紙税

金銭又は有価証券の受取書のうち記載された受取金額が 5 万円未満（現行 3 万円未満）のものには、印紙税を課されません。

(注) 上記 (1) の改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後に作成される受取書について適用されます。

(まるやま)